

# 日本代表選手選考規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、デフリンピック競技大会及び世界ろう者柔道選手権大会、アジア太平洋ろう者競技大会等の国際大会への日本代表選手を選考する手続きその他の事項について定める。

一般社団法人日本ろう者柔道協会（以下「当法人」という）がこの規程を定める第一の目的は、デフリンピック競技大会及び世界ろう者柔道選手権大会等の国際大会で金メダルを獲得することにある。

また、強化委員会において短期、中長期の強化計画を策定し、国際大会で金メダルを獲得できる選手を育成・強化すると共に日本代表として選考し、デフリンピック競技大会及び世界ろう者柔道選手権大会等において金メダルを含む出場全階級でのメダル獲得を目指す。

### (最終的な権限の所在)

第2条 主なるろう者柔道競技大会への日本代表選手を選考する最終的な権限は当法人理事会にある。

当法人理事会は競技大会への選手選考を強化委員会に委任する。

2. 全ての選考において、強化委員会委員は主観的な見識ではなく、客観的、具体的な事実に基づいて行うように努める。
3. 強化委員会委員は代表選手選考の議決権を有する。強化委員長は選手選考が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されることを保証する責任を負う。

### (代表選手選考手順)

第3条 監督・コーチ会議で日本代表候補選手の原案を作成し、強化委員会が最終決定する。

2. 決定には強化委員会において委員の三分の二以上が出席（委任状出席含む）し、審議の上、出席した委員が当該候補選手を代表選手とすることにつき賛否を問い、過半数の賛成を獲得した場合にはその選手を代表として選出する。賛否が同数の場合には、強化委員長の決定にゆだねられる。ただし、当該選手と所属が同一である等特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができない。
3. 選考に際しては、最も金メダル獲得が期待できる選手を念頭に、第4条から第7条の各条選考基準を参考に実施する。また、各大会における代表候補選手の情報収集は、監督がコーチと共に行う。

### (選考対象者の資格および行動規範)

第4条 国際大会等大会への日本代表選考対象選手となるには、以下の要件を満たす必要がある。

- a. 国際ろう者スポーツ委員会（以下「ICSJ」という）あるいは大会主催団体の出場資格条件を満たしていること。
  - b. 日本国籍を有し、当法人の会員であること。
  - c. 強化指定選手規程により指定した強化指定選手であること。
  - d. 柔道精神を理解し、社会規範を遵守していること。
  - e. 日本オリンピック委員会のアンチ・ドーピング規程に定められている競技者の義務を果たしていること。
2. 日本代表選手は、日本の柔道を代表するに相応しい言動と態度を示さなければならない。

## 第2章 日本代表選手選考基準

(デフリンピック競技大会日本代表選手選考基準)

第5条 当法人の強化指定選手を選考の対象とする。

2. 直近の世界ろう者柔道選手権大会に優勝し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を次年度のデフリンピック競技大会の代表選手として内定する。
3. 当法人が実施する代表選考会に優勝し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を次年度のデフリンピック競技大会の代表選手として内定する。
4. 強化合宿の内容などを考慮すると共に、国際大会の成績を総合的に判断し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を次年度のデフリンピック競技大会代表選手として内定する。

※ただし、本基準は2021年夏季デフリンピックのみに適用し、2025年大会以降については内容を検証し、見直しをする。

(世界ろう者柔道選手権大会日本代表選手選考基準)

第6条 当法人の強化指定選手を選考の対象とする。

2. 当法人が実施する代表選考会に優勝し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を世界ろう者柔道選手権大会代表選手として内定する。
3. 強化合宿の内容などを考慮すると共に、国際大会の成績を総合的に判断し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を世界ろう者柔道選手権大会代表選手として内定する。

(この他の国際大会への日本代表選手選考基準)

第7条 当法人の強化指定選手を選考の対象とする。

2. 当法人が実施する代表選考会に優勝し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を当該国際大会代表選手として内定する。
3. 強化合宿の内容などを考慮すると共に、これまでの成績を総合的に判断し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を当該国際大会代表選手として内定する。

※「総合的に判断する」とは、例えば「成績」を考慮する際には、最終順位のみでなく他の種々の要素も判断材料とする。これらの要素とは、その大会のレベル、組合せ、対戦相手、技の判定、負傷、その他最終結果に影響した可能性のある要素を意味する。世界選手権大会、国際大会においては、直近の伸び率、将来性等も選考の判断材料にできる。

(代表選考の時期)

第8条 代表選考の時期は大会期日を踏まえ、強化委員会が決定する。

(選考判断の対象となる競技大会)

第9条

- a. 国際大会
  - ・前回のデフリンピック競技大会
  - ・世界ろう者柔道選手権大会
  - ・アジア太平洋ろう者競技大会
  - ・その他（強化委員会が派遣する国際大会等）

- b. 国内大会
  - ・当法人強化委員会が指定する大会
  - ・代表選手選考大会
  - ・その他

### 第3章 日本代表選手の発表、手続き等

(代表選手発表の通知および手続き)

第10条 代表決定後、速やかに強化委員長および監督は代表選手および補欠の発表を行う。その際、必ず選考理由についての説明を行う。

2. 強化委員会は、最終選考結果について、選考後に選手および当該選手が所属している団体等があれば、その団体（以下、「当該所属」という。）に対して代表選手選考の通知をする。
3. 当該大会に出場資格のある選手および当該所属代表者は、強化委員会に対し選考決定に関する説明を求めることができ、強化委員会は選考理由を開示しなければならない。

(大会以前の代表選手の代表撤回または交代)

第11条 当法人は、下記 a. ～e. の事由がある場合には、代表選手発表後であっても、当該選手の代表撤回または交代させることができる。

なお、当法人がある大会の代表撤回または交代させた場合には、当該大会とは別の大会について、下記の事由がない場合であっても、代表撤回または交代をさせることができる。

- a. 選手が大会のための準備不十分または、合宿に十分に参加しなかった場合。（強化指定選手として、当法人の活動に対する参加と態度が不十分な場合）
  - b. 体重の管理に問題がある場合
  - c. 負傷や疾病により大会出場が医学的に相応しくない場合
  - d. 第1章 第4条第1項の d. 及び e. 並びに第2項に反するような日本選手団の一員としての適格性に欠ける行動をした場合（日本選手団の一員として相応しい人格、言動、態度。柔道精神を理解し社会規範を遵守すること等）
  - e. 天災、地災、戦争、暴動、関係政府および機関の規制など当法人の責に帰さない事由により当該大会の開催時期が変更された場合、他大会代表選手を含め、見直すことができる
2. 当該選手に対し、試合に出場できるか否かを見極めるために当法人の指定する医師の診断を受けるよう要求することができる。この診断では、負傷や疾病の状態が、選手が試合に出場しても構わないものなのか、あるいは医学的見地から選手自身に危険があったり、他の選手や関係者、観客にまで影響が及ぶのか等（例えば、感染症等）の判断に基づき、この時点での出場の可否を強化委員会において決定する。
  3. 代表を撤回した場合、選手の交代が可能であるならば、補欠選手を充てることができる。

(不服申し立ての根拠と権利)

第12条 選考結果に対する不服申し立ては、選考が本規程の手順に則って行われていないこと、または選考過程で著しく公平性に欠いた判断が行われた場合にのみ、行うことができる。

2. 選手または当該所属の代表者は、第3章 第10条の第2項の強化委員会からの説明に納得できない場合には当法人の定款第52条に則り、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）に不服申し立てを行うことができる。

### 第4章 改廃

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、強化委員会で審議し、理事会が決定する。

第5章 附則

(1) この規程は、令和3年6月26日から施行する。